

名護市教育委員会議事録

会議名	第317回名護市教育委員会定例会議			
開催日時	令和5年8月23日(水) 開会16:00 閉会18:00			
開催場所	21世紀の森体育館 第2会議室			
出席者	教育長 委員 委員 委員	岸本 敏孝 大城 享 宮城 恵次 松田 由絵	教育次長 (教)総務課長 学校教育課長 学校教育課主幹兼学校指導係長 学務係長 教育施設課長 教育施設課管理係長 教育施設課建設係長 文化スポーツ振興課長 市民スポーツ係長 観光推進係長 総務係長	岸本 尚志 玉城 利和 大城 正章 宮里 琢也 大城 郁也 名城 耐志 長山 佳司 宮城 喜仁 大城 智 平良 政樹 井ノ口 彰良 大城 志野 ほか担当職員
欠席者	委員(教育長職務代理人) 大城千代子			

1 議案

議案第26号 名護市立小中学校小規模特認校制度に関する規則の制定について

議案第27号 名護市立学校産業医設置規定の制定について

議案第28号 令和5年度名護市一般会計補正予算(教育費予算(補正第3号))の要求について

議案第29号 屋部小学校校舎新築工事(32号棟)請負契約について

報告第14号 専決処分事項の報告について(スポーツコンベンション建設土木工事(その3)請負契約の契約額を変更する契約について)

2 内容

・議案第26号 名護市立小中学校小規模特認校制度に関する規則の制定について
(学校教育課長より説明)
(採決の結果、議案第26号は原案のとおり承認)

・議案第27号 名護市立学校産業医設置規定の制定について
(学校教育課長より説明)

委員：現在、産業医は配置されているのか。

学務係長：現在はまだ委嘱出来ておらず、委嘱予定の先生と打ち合わせをしている。今回の設置規定を定めた後に内諾をいただき、9月から委嘱を出来るように準備を進めている。

委員：規定第4条第2項を確認したい。主語が「産業医は」となっていて、文末が、「直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない」となっているが、これは産業医が主体となって措置を講じないといけないということではなく、そもそも産業医は助言をするという立場だと思うので、教育委員会等に相談・助言をするという意味に捉えてよいのか。

学務係長：産業医の職務内容としては、対象者の面談を行い、その中で勤務時間が多い、休暇を取らせた方が良い、医師との面談が必要である、という内容の面談シートを校長に提出して、校長が面談シートを基に判断するという流れになる。

委員：規則第6条の「産業医の出勤日をおおむね月1回とする」について、産業医は50～100名の職員数の中で任命されると思うが、職員50名以上の学校に1名配置という考え方なのか、それとも市内の学校全体に対して産業医を配置という考え方なのか。後者の考え方であると、おおむね月1回というのが全学校が対象になるが、その中でも数校を対象とするのか。産業医の配置の考え方をお伺いしたい。

学務係長：産業医は50人以上の職員がいる組織に配置するとなっているため、名護市では小学校4校と中学校1校に産業医を配置する予定である。おおむね月1回の出勤となっているのは、産業医の考え方として、産業医の月額報酬が月2時間程度と定められており、産業医候補者と調整した中でも、自身の先行業務があるためそれ以上の時間は割けないとという話があり、ほぼ月1回しか勤務ができないと考える。

委員：この月1回というのは、5校すべてに月1回ずつ巡回するという考え方か。

学務係長：兼務になるため他市町村と同様に教育委員会に月1回面談の場を設け、そこに面談が必要な人が時間を調整して来庁してもらうという考え方である。

委員：対象者は教職員であり、教職員が働いている職場の安全衛生管理ということか。

学務係長：はい。

委員：産業医の先生は個人情報を漏らしてはならないというのがあるが、例えば心を少し痛めたり、何かしらの不安要素が収集された場合、それは然るべきところに速やかにフィードバックを行い、今後の先生の働き方等に活かしていただきたい。時間も2時間程度はあるが、相談者が居るのであれば、それに応じて可能な限り実施してほしい。また、保健の先生が学校に配置されていると思うが、それは児童生徒のみが対象なのか。

学務係長：はい。

委員：それでは、全く連携がなく、業務上も交わることがないということか。

学務係：恐らく、そこは交わらないものと考える。産業医は、教職員のメンタル的な部分を請け負うので、保健の先生にも情報を漏らすことはできないと考えている。

委員：先生に対する保健師も配置できれば、月1回しか来られない産業医の先生のフォローや、産業医の先生に届かないケア等ができるのではないか。予算の都合もあると思うが、今後も教職員に対する手厚いケアが大事になってくると考えるため、可能であれば検討していただきたい

い。

学校教育課長：管理職衛生推進者が指定されているが、産業医の配置がないため、現状学校では機能していない状況である。今後は管理職と、主に養護教諭か体育免許を持った教職員が指定されている衛生推進者が、どのようにして学校衛生委員会を機能化して、産業医と連動させていくのかが今後の課題となる。これまで形上は安全衛生委員会を設置していても、学校衛生管理ができていなかったため、今後の課題であると考える。

委員：保健師についての考え方をお伺いしたい。産業医が配置されており、保健師が常駐していれば、様々な情報や状態も把握できるのではないか。また、産業医と保健師が連携していれば、月1回に限らず、事前に情報を把握できているため、業務がしやすいのではないか。

学務係長：現在、本市は保健師を配置していないため、すぐに連携させることは難しい。

委員：一つの提案事項として、今後検討いただきたい。

(採決の結果、議案第27号は原案のとおり承認)

・議案第28号 令和5年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第3号））の要求について

(教育委員会総務課長より説明)

委員：今回、学校教育課の中学校部活動地域移行推進事業へ特別な措置で補正しているということだが、今後も部活動に関しては多くの予算が必要になってくると思う。今後の見通しについて確認したい。

教) 総務課長：詳細については学校教育課の歳出で説明を行うが、子ども夢基金以外に補助事業はあるが、年度途中の実施のため補助事業への申請が行えず、今回の対応となっている。次年度以降は、補助事業を活用する。

(教育施設課より説明)

委員：緑風学園は何が壊れたのか。

教育施設課：緑風学園は電気の引き込みについて、電力を受ける境界にパスという装置があり、そのパスから高圧受電設備までの線に不具合が生じ、急遽7月28日から8月11日までの期間停電した。この配線の取換費用に257万4千円と高額な費用を要し、今後不足することが予想されるため計上している。

(学校教育課長及び学校教育課主幹兼学校指導係長及び学務係長より説明)

委員：中学校部活指導員について、今年度は中途で8人配置し、次年度は16人配置予定ということだが、今後もし増員する場合でも、4月に一斉に人材が見つかるというのは難しく、その都度配置されるのではないか。国や県からの補助事業のため、どうすることもできないとは思うが、可能であれば途中からでも補助事業を受けられるような仕組みになるといいなと感じた。また、名護市立小学校規模の適正化の件について、方針が資料に記載されているが、このような推移に関しては、配布されている資料だけではなく、なぜこのような傾向にあるのか、どのように算出されたのか、それを踏まえて学校は将来どのようにしていくのか等の方

針や、どのくらいの予算をかけて調査してもらっている等、細かい資料がまだあるのではないか。

学校教育課主幹兼学校指導係長：はい。今生まれている0歳から5歳の小学校に入学していない子供達で今後5年間の計算は出来るが、今回は20年間という長い期間での実施を考えている。この計算方法については名護市が役所全体で行った人口ビジョン、総合戦略の中で、出生率や数字を細かく、男性が何歳で何名いて、女性が何歳で何名いるかというところまで全て、住民票又は国勢調査のデータで計算するので、行政で調査するのは難しい部分があり、コンサルタントに依頼することになる。

委員：何十年か前に屋部方面の区調査があった際、子供が1人もいない家庭が多くなるという数字が出ていたと記憶している。現在は屋部方面の子供達が多くなっているということもあり、出生状況だけではなく人の移動等もあるため、このような計算は難しい調査になるだろうと思う。

学校教育課主幹兼学校指導係長：人口ビジョンと違い難しいのは、単純にその区域に人が住んでいるだけではなく、指定校変更等の制度を利用して学校を変更する場合があるため、その割合も見ながら計算する必要があると考える。

委員：スクールバス安全装置購入費の件について、とても良い事業だと思う。バス後方まで行って児童が居ないことを確認して押すということですが、押さないで出てしまったら安全装置が反応するということでよいか。

学務係：はい、そのような仕組みとなっている。

委員：スクールバスへの置き去り事故は本当に起こしてはいけない事故だと思うので、安全装置だけに頼ることなく、例えばチェックリストであったり、運転手へ確認を促すような内容をドアに貼る等、何重にも対策を行ってほしい。

(文化課長兼博物館館長から説明)

委員：券売機のロール紙が足りなくなるくらい売れるのは、担当としては非常に嬉しいことではないか。

文化課長兼博物館館長：はい。5月1日からスタートしているが、7月末現在で入館者数が約16,000人、来館者数は約20,000人である。

(文化スポーツ振興課長から説明)

委員：名護市B&G海洋センタープール天井改修工事の件については、経年劣化によるものなのか。塩素の話もあったが、今後適している素材を使用してのボードになるのかお聞きしたい。

文化スポーツ振興課長：調査結果も踏まえて、今後も同じ工法であれば何十年後にもこのようなことが発生するということであったため、一旦は全て撤去する方向で進めている。撤去して結露が出るところもあるため、断熱塗装を施して、危険の除去を優先的に行うという方針で検討している。

(採決の結果、議案第28号は原案のとおり承認)

・議案第29号 屋部小学校校舎新築工事（32号棟）請負契約について
(教育施設課長から説明)

委員：6教室も増築するということだが、教室が不足しているのか。現在はプレハブ等があり、完成後は教室に移るということか。

教育施設課長：現在は不足していないが、そのままの児童推計で行くと令和7年度から教室が不足するという試算になっている。そのため、令和5年度から令和6年度にかけて新築工事を行い、令和6年度中に完成させるということである。

委員：今まで不足した場合はプレハブを使用し、教室が完成してから移るというのが通常の流れであった。不足する前から、このように考えてもらえるのは有難い。

委員：今後、6教室分足りなくなるくらいの規模になるということか。

教育施設課長：令和7年度は2教室不足する見込みである。現在、標準学級編成で試算しており、令和10年度までは推計が出ている。その範囲内は6教室で補えるということである。

教育施設課建設係長：現状としては、特別支援学級も増えてきているため、特別教室等を一時転用して対応しているところだが、普通教室を確保することで転用していた特別教室を戻していくような形である。

委員：それだけ規模が大きくなると、特別支援学級が増えてきている状況の中、教室の半分を使用していたりすることもあるため、そういう現状も考えていただけているのは有難い。

(採決の結果、議案第29号は原案のとおり承認)

・報告第14号 専決処分事項の報告について（スポーツコンベンション建設土木工事（その他）3) 請負契約の契約額を変更する契約について

(観光推進係長より説明)

委員：工事の場所はどこか。

観光推進係長：サッカー・ラグビー場の東側グラウンドである。

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏孝

作成職員 津波古 美梨